平成２４年（フ）第９７６号
東京都青梅市長淵３丁目189番地
破産者　高野　継雄
1　決定年月日　平成24年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第８４１号
横浜市旭区上川井町2053番地１
破産者　有限会社照屋防水
1　決定年月日　平成24年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６５号
相模原市緑区大島2313番地４
破産者　株式会社道新建設
1　決定年月日　平成24年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１４８号
神奈川県小田原市堀之内207番地
破産者　有限会社鹿島屋
1　決定年月日　平成24年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３０６号
神奈川県小田原市久野4122番地１
破産者　株式会社ワールド・ストーン
1　決定年月日　平成24年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第８０号
岐阜市浪花町２丁目４番地８
破産者　**藤**根　勝**邦**
1　決定年月日　平成24年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２１８号
岐阜県各務原市尾崎西町１丁目３番地　尾崎団地Ｃ９棟9903
破産者　田口佐知子（旧姓今井）
1　決定年月日　平成24年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１４３号
静岡市駿河区中島2867番地の２
破産者　有限会社ネットワークインターナショナルサービス
1　決定年月日　平成24年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２８５号
静岡県浜松市中区船越町38番９号
破産者　有限会社建築工房芙蓉
1　決定年月日　平成24年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１８３号
愛知県豊橋市一色町字一色上62番地
破産者　有限会社ライフワーク
1　決定年月日　平成24年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第２０３６号
京都市中京区西堀川通三条下る下八文字町702番地京染会館ビル３階
破産者　株式会社Ｃ―ＮＥジャパン
1　決定年月日　平成24年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３２８号
岡山県井原市七日市町3987番地
破産者　有限会社井原養鶏センター
1　決定年月日　平成24年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１０６号
長崎県長崎市香焼町383番地13
破産者　長崎砂販株式会社
1　決定年月日　平成24年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１８４号
静岡県沼津市平町25番６号
破産者　有限会社杉本自動車工業
1　決定年月日　平成24年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第５３６号
さいたま市見沼区大字南中丸1383番地の４
破産者　株式会社中村
1　決定年月日　平成24年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３３号
兵庫県美方郡香美町香住区上計1292番地
破産者　吉津美智恵
1　決定年月日　平成24年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第３５２８号
札幌市西区八軒１条東４丁目１番79号
破産者　ウインド・カー株式会社
1　決定年月日　平成24年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１３号
札幌市西区八軒１条東４丁目１番79号
破産者　ウインドカー・システム株式会社
1　決定年月日　平成24年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９９号
北海道石狩市新港西１丁目774番地３
破産者　株式会社ナイス
1　決定年月日　平成24年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７７１号
札幌市西区二十四軒３条２丁目４番12―502号
破産者　武山　志信
1　決定年月日　平成24年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０４５号
名古屋市中村区亀島１丁目１番１号
破産者　株式会社プリン・プリント
1　決定年月日　平成24年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１４４号
名古屋市守山区西川原町264番地
破産者　佐伯アルミ有限会社
1　決定年月日　平成24年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２５０号
広島市中区舟入本町14番29号
破産者　家庭寿司有限会社
1　決定年月日　平成24年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部